

## 令和4年度第4回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

### 日時

令和4年8月25日(木) 10:25~11:30

### 場所

愛媛労働局会議室

(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎6階)

### 出席者

公益代表委員

井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

上甲委員、白石委員、曾我委員、竹本委員、野村委員

使用者代表委員

小野委員、菅委員、小池委員、八塚委員

事務局

瀧原愛媛労働局長、岡本労働基準部長、山内賃金室長、江原賃金指導官、河端賃金係長

### 議題

- 1 開 会
- 2 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 4 その他
- 5 閉 会

### 議事

賃金室長

各委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、公益代表の森本委員と使用者代表の土井委員が欠席されておりますが、13名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、井上会長代理、これからの議事進行よろしくお願いいたします。

井上会長代理

各委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

ただいまから、第4回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」に入ります。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

賃金室長

まず資料1ページ、資料1になりますが、これは前回の8月9日の本審でいただきました、令和4年の愛媛県最低賃金に関する、愛媛地方最低賃金審議会から愛媛労働局長あての答申文の写しになっております。

次に資料5ページ、資料2になりますが、愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示文の写しになります。

先に紹介しました愛媛地方最低賃金審議会の答申に意見がある者は、8月24日までに愛媛労働局長に対し、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出するよう示されております。この公示は8月9日から愛媛労働局の掲示板に掲示しておりました。

続きまして資料7ページ以降に、異議申出書の写しを付けさせていただいております。期日までに3通の異議申出書の提出がございました。事務局で確認しましたところ、それぞれ申出者の要件を満たしており、異議の内容と申出理由が示されておりました。

委員の皆様には、昨日、これらの異議申出書を提供させていただいたところでございます。

ここで私から、この申出の要点を御紹介させていただきます。

まず、7ページの愛媛地方労働組合連合会の「2022年愛媛県最低賃金の改正決定(答申)について異議申し立て」で、「32円引上げ、853円とする答申に、異議を申し立てます。食料品、電気・ガス代などが値上がりし、家計への圧迫が強まり、食料品のさらなる値上げが10月に控えているなど、物価高騰が続く中、32円の引上げでは、「労働者の生計費」を根拠とする引上げ額としては不十分で、1,000円以上に引き上げるべきである。」ということと、「愛媛と東京の格差は昨年220円から219円になったが、これでも人口の流出の歯止めにならず、地域間格差の解消にならない、格差是正の面からも最低賃金の大幅引上げが必要。」というものです。

続きまして、8ページの愛媛地方労働組合連合会青年部の「愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書」で、「32円引上げの853円とする答申は、憲法25条及び労働基準法第1条第1項にある「人たるに値する生活できる水準」に遠く及ばない、答申額の853

円では不測の事態でたちまち生命の危機に瀕する状況となること、コロナ禍は終息どころか感染拡大の様相を見せ、非正規労働者など明日の生活も不安定であること、エネルギーと食材を中心とする物価高は、低所得世帯ほど家計の重荷になっていることなどから、物価上昇などを加味した最賃額の検討を要し、「労働者の安全と命」、「生活と安定」、「人間として生きる水準」の審議を尽くし、答申額を再審議いただきたい。」というものです。

続きまして、資料 10 ページの日本自治体労働組合総連合愛媛県本部の「愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て」で、「32 円引上げ改定では、再度感染が拡大するコロナ禍の影響や物価・原料高騰で、生活必需品が値上げされる状況で、実質的賃上げ効果はない。物価上昇等、情勢に対応する引上げ水準を再度検討する必要がある。答申額は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」には低額であり、最低賃金の決定根拠である「生計費」、「賃金」、「支払能力」の 3 要素のうち、「生計費」から言えば、年収 200 万円にも届かず不十分である。特に時給などで働く非正規労働者、コロナ禍や生活必需品等の値上がりによって苦しむ全ての人に報いるものとなるよう再検討をお願いしたい。」というものです。

以上、3 通の異議申出書については、最低賃金法第 12 条に基づく異議の申出として受理をしましたので、同法第 11 条第 3 項により、この申出について愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会会長に対して、意見を求めることになりました。

事務局からは、以上になります。

井上会長代理

ただいまの説明について、何か御質問があればお願いします。

（質問等なし）

井上会長代理

それでは、愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、愛媛労働局長から諮問を受けたいと思います。

（諮問文手交）

井上会長代理

それでは、事務局は、諮問文の朗読をお願いします。

（事務局より諮問文を朗読）

井上会長代理

愛媛労働局長から、異議の申出に基づく諮問を受けましたので、ただいまから審議を行いたいと思います。

審議の前に、労使各側に別れて協議する時間が必要かどうかお伺いします。  
労側はいかがでしょうか。

白石委員

必要ないです。

井上会長代理

使側はいかがですか。

八塚委員

必要ないです。

井上会長代理

そうしましたら、当審議会の8月9日付け答申を受けて、令和4年8月9日付け愛媛労働局一般公示第4号で公示されました「愛媛地方最低賃金審議会の意見」に対して申出のありました異議につきまして、御意見を願います。

まず労側の委員の皆様からお願いいたします。

白石委員

そうしましたら、労側を代表して私の方から意見を述べさせていただきます。

先ほど異議申出の内容を拝見させていただきました。働く者の思いを代弁されたものと受け止めております。私たちも労働者を代表する委員の1人として、異議申出の内容については、理解できる部分もあります。

今回の愛媛県最低賃金を審議するにあたり、金額の引上げ、物価上昇による生活費の増加、中小企業への支援策、最低賃金近傍の非正規労働者の賃金改善、近隣県との格差是正等の趣旨を十分意識させていただいた上で、審議に臨んでまいりました。

私たち労側としては、労働組合であり、未組織労働者やパート、有期、派遣労働者等、直接交渉に携われない労働者の賃金の底上げはもちろんのこと、コロナ禍でエッセンシャルワーカーと呼ばれる最低賃金近傍で働く労働者の状況等も見ながら主張も行ってきたところ です。

また、コロナ禍で厳しい状況であるものの、指針の1つとして、2022年春季生活闘争の結果や、愛媛県におけるパートタイム労働者1人あたりの募集賃金の平均額、下限額との差、また、近隣県への就職労働者への流出の懸念の問題についても、議論の焦点と

して申し上げてきました。近隣県との比較、格差是正への懸念、労働者流出による人材確保、様々な諸指数による都道府県の総合指数でも、愛媛がDランクの中で、低い位置にないということを十分認識し、誰でも1,000円を目指すという主張もしてきました。中央審議会におけるDランク30円という目安答申が出された中で、答申の内容も十分に踏まえた上で、愛媛という地方の実情に合わせた形も主眼におきながら、公労使三者のそれぞれの立場で詰めた審議を行ってきたところです。

愛媛の審議会においても、最終提示額が労側34円、使側27円と、労使の合意に至らず、公益案により32円の引上げ額で決定したという経過です。仮に再審議をし、主張されるような大幅な改定になればいいのしょうけれども、議論の経過からしても非常に難しいと思います。審議が長引けば、今以上に発効日が遅れることとなり、労働者側にとっては不利益になるという点も考慮し、今回の結果を変えることは適当ではないと考えております。労側としては、今回の改定をもって、生活に必要な十分な金額に至っているとは思っていませんし、コロナ禍の影響は、企業だけでなく働く者にも大きな影響が出ていることを鑑みると、少しでも高く引上げをしたいという思いはありますが、なかなか状況は厳しいと受け止めています。

最低賃金法第1条を踏まえ、最低賃金を引き上げていくことは不可欠であることは言うまでもありません。しかし、先ほどから申し上げてきたとおり、労使の溝は深く、合意、もしくは全会一致には至らなかったものの、公益委員の皆様の厳しいかじ取りの中、労使双方の意見を斟酌していただいた上で、公益案が提示されております。このことは、労側としては重く受け止めております。

よって、再審議は行わないものの、本日の意見も参考にしつつ、今後の審議に努めていけたらと考えております。

以上になります。

井上会長代理

ありがとうございました。労側のほかの委員の皆様で御意見や補足がございましたらお願いいたします。

(意見等なし)

井上会長代理

では次に、使側委員の皆様からお願いいたします。

八塚委員

異議申出の内容を確認させていただきました。

主な主張といたしましては、今般、生活必需品の値上がりが続いているような現況に

おきまして、答申の 32 円では労働者の生計費として不十分であるということと理解しております。

最低賃金の審議をするに当たって、元々使用者側といたしましては、最低賃金の引上げ額というのは、本来的には「賃金改定状況調査」の賃金上昇率と平行に考えるべきであるということを中心として主張してきたところでございます。

しかしながら、中央最低賃金審議会が目安を答申するにあたりましては、その賃金上昇率だけでしたら、今年 4 月以降の消費者物価の上昇分が十分勘案されていない可能性があるということで、必需品的な支出項目にかかる消費者物価を勘案して、引上げ額の目安は 3.3%を基準として検討することが適当という考えを前提として、Dランクの目安額は 30 円ということになったわけでございます。

確かに消費者物価は上昇しておりますが、企業物価指数はその 4 倍のオーダーで伸びております。企業は、原材料価格やエネルギー価格の高騰によるコストの上昇を価格に十分転嫁できず、自社で吸収しているのが現状なのです。

そういった状況については、中央最低審議会においても御認識いただいているところですので、答申においても、「賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない」と触れられているところでございますが、結局は消費者物価の上昇に鑑み、労働者の生計費を重視した目安額とされましたので、この額は賃金支払能力の点では、厳しいものであるということも答申でも認められているところでございます。

愛媛県の審議会ですが、専門部会の審議におきましては、先ほど労側委員も仰ったように、最終的には労使の意見の歩み寄りはいずれも難しいということで、公益案が示されましたが、この案というのは、賃金支払能力の点で厳しいものであるとされた目安額 30 円に、更に 2 円上乗せした 32 円の引上げというものでございましたので、採決では反対をさせていただいたもので、本審においても同様でございます。従いまして、本来は今の答申でも不服があるところでございますので、まず引上げへの改定ということは考えられません。

以上が、まず大きなところですが、全国の答申の状況を見ていただきたいと思います。中央最低賃金審議会の示した目安額どおりの県が 25 県となっておりますが、目安額プラス 1 円が 9 県、目安額プラス 2 円が愛媛県を含めて 8 県、そして目安額プラス 3 円が 5 県ということで、全国いずれの県においても目安額を踏まえた答申がなされた中で、愛媛県のように 2 円以上の上乗せをしている県が 13 県あり、愛媛県は引上げ率の面では高い方に入っているのです。これにより、必然的に愛媛県よりも賃金額が高い最低賃金額の県との格差が減少できているわけです。

地域別最低賃金の議論では、いろいろな要素を踏まえさせていただきました。他県への労働力の流出の問題とか、地域間格差の問題についても取り上げました。最終的には、そういった諸々の要素を踏まえ採決を経ることにはなりましたが、公労使の間で真摯に議論を行った上で得られた結論でございますので、現答申を変更する必要はないと考え

ております。

私の方からは以上です。

井上会長代理

ありがとうございました。ほかの委員の皆様で御意見はございませんか。

(意見等なし)

井上会長代理

それでは最後に、公益委員の皆様で個別の御意見等ございましたらお願いいたします。

(意見等なし)

井上会長代理

それでは、公益委員として私の方から意見を述べたいと思います。

私も専門部会の議論には参加しておりましたので、経過は把握しております。その立場から、意見を申し上げます。

まず異議申出の内容ですけれども、これを確認させていただきましたが、主な主張は、「答申の 32 円以上の引上げを求めたい。」ということと理解しました。その他、公開に関する意見もありましたけれども、中心は生計費を重視したところで考えれば 32 円では足りないということだと理解しております。

労使それぞれの意見でもありまして、審議会の中では公労使の間で真摯に議論を行いましたが、意見の一致には至らず、最終的には労使の歩み寄りもこれ以上難しいということで、公益案を示した経過がございます。

公益案を示すに当たって重視した点を幾つか申し上げます。

まず、中央最低賃金審議会のDランクの目安額 30 円、これは最低賃金の日額が廃止された平成 14 年以降で見ると、引上げ額、引上げ率ともに最高水準になります。また、中央最低賃金審議会のDランクの目安額 30 円とした場合の影響率は、13.27%となり最も高水準だった昨年の 12.77%を上回る水準となります。

更に、ワクチン接種が進み、経済も一定回復しつつも、新型コロナウイルス感染症は全国的に増加している状況にあり、更に円安や原材料費の高騰などもあって、一定の業種や中小企業へのダメージは大きくなっています。価格転嫁出来ないということは、使側の意見としても事情を含めて述べられたところがあります。

一方で、愛媛県の直近 6 月の有効求人倍率は 1.44 倍、コロナ前の令和元年平均の有効求人倍率 1.64 倍の 87%まで回復しており、更に人材不足感から、引き続き回復が予想されるとともに、人材確保の観点から実質的には賃金単価の上昇も見込まれます。

中央最低賃金審議会の目安金額答申の中で、労働者の生計費に関し、消費者物価指数の上昇について様々な検討がなされておりますが、その中で特に生活必需的な支出項目については、4%を超える上昇率になっているとされているほか、今後更に数千品目について商品の値上げが発表されているなど、労働者の実質賃金の観点をより重視すべき事由があると考えられます。

また、本年の目安金額はA・Bランクでは31円の引上げ額が示されており、大都市圏と地域間格差の是正の観点も考慮すべき必要があったと考えました。最後に最低賃金法の3要素として、使用者の賃金支払能力もやはり考慮せざるを得ない点も踏まえまして、それらを考慮して公益の中で協議を行い、目安額である30円に2円を積み増しすることが妥当であるとして、引上げ額32円を提示することといたしました。

公労使の間で真摯に議論を行いましたが、意見の一致に至らず、先ほど仰られたとおり使用者側委員が反対されましたが、公益案を示して採決し得られた結論ですので、現答申を変更する必要はないというのが、公益委員としての意見でございます。

それでは、各側委員の皆様から、御意見をいただきましたので、御意見を集約いたします。いずれも答申どおりとするべきであるというもので、加えて、答申にあたっては、県内の経済雇用状況、コロナ禍の現状、中央最低賃金審議会の目安の参酌など様々な視点から慎重に審議し、最終的には公益案による採決とはなったものの、異議申出を踏まえ答申内容を変更する特別な事情はないと認められますので、「令和4年8月9日付け答申どおり決定することが適当である。」という結論としたいと思っておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

井上会長代理

ありがとうございます。

それでは、同意をいただきましたので、先ほど申し上げました結論のとおり、答申いたしたいと思っております。それでは、事務局は答申文の作成をお願いいたします。その間は、しばらく休憩といたします。

(答申文作成、配付)

井上会長代理

それでは、再開いたします。ただいまから答申を行います。

(答申文手交)



井上会長代理

それでは、事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

(事務局より答申文を朗読)

井上会長代理

ありがとうございました。

事務局におきましては、法令に基づく改正最低賃金の発効に向けて、手続きを進めていただきますよう、よろしくをお願いいたします。併せまして、行政においては、最低賃金の周知及び履行確保に努めていただくよう、よろしく申し上げます。

また、労使各側の委員の皆様におかれましても、各々の団体を通じ、改正最低賃金の周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から愛媛県最低賃金改正の効力発生日等について説明をお願いします。

賃金室長

本日、愛媛県最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に関して御審議いただき、答申をいただきましたので、この後、愛媛労働局において、愛媛県最低賃金を1時間853円に改正する手続きを進めてまいります。順調に手続きが進みますと、9月5日付けで官報に公示され、30日経過後の10月5日から効力が発生することとなります。

事務局からは以上でございます。

井上会長代理

それでは、ここで愛媛県最低賃金専門部会は、その任務を終了しましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、廃止したいと思いますが、御異議はございませんか。

(異議なし)

井上会長代理

同意をいただきましたので、ただいまをもって、愛媛県最低賃金専門部会を廃止します。

それでは、次に議事項番3「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、労側からの改正申出を受け、6月30日の第1回本審において付託された小委員会において、3回にわたり審議を行っていただいたところでございます。

本日は、愛媛労働局長から、正式に愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

井上会長代理

それでは、愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について愛媛労働局長から諮問を受けたいと思っております。

( 諮問文手交 )

井上会長代理

それでは、事務局は、諮問文の朗読をお願いいたします。

( 事務局より諮問文を朗読 )

井上会長代理

ただいま、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問を受けましたので、必要性の有無について審議を行ってきた小委員会の結論について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

小委員会での結論は、報告書として取りまとめ、本日の審議会に報告することとなっております。資料13ページに資料4として添付しておりますので御確認ください。

必要性の有無につきましては、7月25日、8月19日、8月22日と3日にわたり小委員会を開催し、関係資料に基づく検討、参考人からの意見聴取等を実施するなど、慎重に審議を行っていただきました。この小委員会の結論につきまして、小委員会報告書を朗読させていただくことで、御紹介させていただきます。

( 事務局より小委員会報告書を朗読 )

井上会長代理

それでは、ただいまの小委員会報告書のとおり、本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、申出のあった5業種全てについて必要性有りとの結論に

達したとして取り扱うこととしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

井上会長代理

ありがとうございます。それでは、本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、申出のあった5業種全てについて「必要性有り」との結論に達したことを、審議会として確認いたします。

事務局は、答申文の作成をお願いいたします。それまでの間は休憩といたします。

(答申文作成、配付)

井上会長代理

それでは、再開いたします。

本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、小委員会の結論をもって本審議会の議決といたしましたので、答申いたします。

(答申文手交)

井上会長代理

それでは、あらためて事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

(事務局より答申文を朗読)

賃金室長

ただいま、愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について答申をいただきましたので、愛媛労働局長から愛媛県特定最低賃金の改正決定についての諮問を行わせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(諮問文手交)

井上会長代理

それでは、事務局は、諮問文の朗読をお願いいたします。

(事務局より諮問文を朗読)

井上会長代理

ありがとうございました。

ただいま、愛媛県特定最低賃金 5 業種の改正決定についての諮問を受けましたので、審議会において審議してまいりたいと思います。

特定最低賃金の審議につきましては、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、専門部会を置かなければならないこととされております。従いまして、愛媛県パルプ、紙製造業を始め、5 業種の最低賃金専門部会を設置いたします。

なお、この 5 業種の最低賃金専門部会における採決につきましては、6 月 30 日の第 1 回本審で合意しておりますとおり、専門部会において全会一致で結論が得られた場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたしますが、御異議等ございませんか。

(異議なし)

井上会長代理

それでは、特定最低賃金専門部会の委員候補者推薦の日程等について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

最低賃金審議会令第 6 条第 4 項において読み替えて準用する、同令第 3 条第 1 項の規定により、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命にあたっては、関係者に対する推薦の公示を行う必要がございます。早速、本日中に愛媛地方最低賃金審議会・特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦につきまして、公示を行います。

推薦の締切りは、9 月 8 日木曜日となっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、従来どおり、特定最低賃金の発効日を令和 4 年 12 月 25 日 日曜日とした場合、遅くとも 10 月 26 日水曜日までに答申をいただく必要がございますので、10 月の専門部会の審議日程もタイトになることが予想されます。

このため、本年度も第 1 回の専門部会は、特定最低賃金合同専門部会として開催させていただき、各専門部会の日程調整等を行わせていただきたいと思いますと考えております。御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

井上会長代理

それでは、本年度も第 1 回の専門部会は、特定最低賃金合同専門部会として開催することによろしいでしょうか。

(異議なし)

井上会長代理

ありがとうございます。

それでは、議事項番4「その他」に入ります。

委員の皆様、ほかに何かございませんでしょうか。

(発言等なし)

井上会長代理

それでは事務局から何かございますか。

賃金室長

それでは残りの資料の説明をさせていただきます。

資料15ページの資料5を御覧ください。8月23日までに、全国の地域別最低賃金の改定額が答申されましたので、厚生労働省が発表したものになります。

この広報文の四角で囲った部分を見ていただけたらと思います。47都道府県で30円から33円の引上げであったということ、改定額の全国加重平均額は961円になったということ、全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額であったということ、最高額1,072円に対する最低額853円の比率は、79.6%で、昨年度の78.8%より改善されており、この比率は8年連続の改善となっているということになります。各都道府県の答申状況は、次のページを御確認いただけたらと思います。

そして本日は、愛媛県特定最低賃金改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取につきましても公示を行うこととしております。こちらは9月14日水曜日までの公示期間となっており、愛媛県特定最低賃金の改正決定について意見を述べようとする方は、この期間内にその意見を記載した意見書を愛媛地方最低賃金審議会あて提出していただくものでございます。

次に、第1回特定最低賃金合同専門部会の日程調整について説明させていただきます。

これまで特定最低賃金専門部会委員を御経験された委員の皆様はすでに御承知かと思いますが、第1回目の特定最低賃金合同専門部会の開催日につきましては、それぞれの専門部会の労使各側委員の皆様が初めて集まる機会であること、また、複数の専門部会を掛け持ちいただく公益委員の皆様にごできる限り御出席いただきたいことなどから、多くの委員の皆様が出席可能となる日程を調整させていただいているところでございます。

各委員の皆様のスケジュール事情にもよりますが、引き続き、日程調整に御理解、御

協力をよろしくお願いいたします。専門部会委員の候補として推薦していただく方につきましては、日程都合を確認し、調整を図っていくこととしておりますので、最も適当な日程をできるだけ早く決定し、お伝えしたいと思っております。開催場所も、決まり次第お知らせしたいと思っております。なお、第1回合同専門部会において、第2回及び第3回の専門部会開催日程を決定する予定ですので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどもお伝えしましたが、全ての特定最賃専門部会の審議が終了した後に、次回本審、第5回本審を開催して、各特定最低賃金に係る報告または採決・答申を予定しておりますが、例年どおり12月25日に発効するためには、10月26日水曜日までに答申をいただく必要がございます。そのため、特定最賃専門部会の日程をできるだけ確保する意味もあり、10月26日に近い日程で、次回本審の開催が行えるよう最も適切な日を調整し決定したいと思っております。こちらも、決まり次第お伝えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、専門部会委員が決まっていない段階で申し訳ありませんが、既に本審の委員の皆様には8月22日にメールで日程の御都合をお伺いしているところでございます。現段階では、第1回合同専門部会の候補日、開催場所として、9月27日火曜日午後3時から六軒家町のハローワークを予定しております。

第5回本審につきましては、第1候補日としては、10月24日月曜日の午前を考えております。こちらの方も確定次第お伝えしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

井上会長代理

第1回合同専門部会の日程及び第5回本審の日程については、日程調整の結果をもって、事務局に決定していただくようお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

井上会長代理

それでは、第1回合同専門部会の日程及び第5回本審の日程については、事務局にて決めていただくようお願いいたします。

以上をもちまして、第4回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れ様でした。